

2022年3月29日改正

定 款

東京都競馬株式会社

1949. 11. 10 認証	1975. 2. 28 改正	2022. 3. 29 改正
1949. 12. 15 改正	1982. 3. 30 改正	
1950. 6. 27 改正	1992. 3. 27 改正	
1950. 8. 28 改正	1994. 3. 30 改正	
1951. 8. 28 改正	2000. 3. 30 改正	
1952. 2. 28 改正	2002. 3. 28 改正	
1954. 8. 28 改正	2003. 3. 28 改正	
1956. 8. 28 改正	2004. 3. 30 改正	
1959. 2. 28 改正	2007. 3. 29 改正	
1961. 8. 28 改正	2009. 3. 27 改正	
1964. 2. 28 改正	2012. 3. 28 改正	
1967. 8. 28 改正	2015. 3. 26 改正	
1970. 8. 28 改正	2017. 3. 29 改正	

東京都競馬株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 本会社は、東京都競馬株式会社という。

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 競馬場、競輪場及び小型自動車競走場の賃貸
- 2 競馬場、競輪場及び小型自動車競走場利用の事業
- 3 各種競走場の投票券場外発売所の賃貸
- 4 遊園地、娯楽施設及びスポーツ施設の経営並びに管理運営
- 5 駐車場及びガソリンスタンドの経営
- 6 教育的施設の経営
- 7 観光事業、ホテル、旅館その他の宿泊施設及び浴場、スチームバス等の経営
- 8 飲食店の経営、酒類及びたばこの小売り並びに飲食物、スポーツ用品、がん具、土産品及び菓子類等の販売
- 9 広告事業
- 10 店舗、事務所、住宅、倉庫その他不動産の賃貸及び管理運営
- 11 その他、前各号に附帯する事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- ③ 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 本会社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式の取り扱いについては、法令又はこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 本会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会の2種とし、定時株主総会は、毎年3月に取締役社長がこれを招集する。

- ② 臨時株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。
- ③ 前2項の場合において取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(招集地)

第13条 本会社の株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第18条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 本会社に、取締役14人以内を置く。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

② 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長及び専務取締役各1人並びに常務取締役3人以内を定めることができる。

(役付取締役の職務)

第24条 取締役会長は、取締役会を統理し、取締役社長は、取締役会の決議を執行し、本会社の業務を統轄する。

- ② 専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、取締役社長に事故があるときは、これを代理する。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ③ 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長及び決議の方法)

第26条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。

- ② 取締役会長及び取締役社長がともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

- ③ 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ④ 本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(監査役を取締役会出席)

第27条 監査役は、取締役会に出席することを要し、必要と認めるときは意見を述べなければならない。

(相談役及び顧問)

第28条 取締役会の決議により、相談役及び顧問若干人を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度において免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 本会社に、監査役4人以内を置く。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

- ② 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度において免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 本会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 本会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 本会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第44条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れる。

附則

第1条

1. 現行定款第18条の削除及び変更案第18条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。